

(証券コード 9404)  
平成24年6月6日

株主の皆様へ

東京都港区東新橋一丁目6番1号  
日本テレビ放送網株式会社  
代表取締役 大久保 好男

## 第79期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第79期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成24年6月27日(水曜日)午後6時までに議決権行使して下さいますようお願い申しあげます。

### [郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスしていくだき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力下さい。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては38頁から39頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認下さいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日(木曜日)午前10時

2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号  
京王プラザホテル 本館5階「コンコードボールルーム」  
・開催場所が昨年と異なっておりますのでご注意下さい。  
・末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さいますようお願い申しあげます。

**3. 目的事項  
報告事項**

1. 第79期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 吸収分割契約承認の件  
**第3号議案** 定款一部変更の件  
**第4号議案** 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件  
**第5号議案** 取締役17名選任の件  
**第6号議案** 監査役2名選任の件  
**第7号議案** 補欠監査役1名選任の件

以上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。
  2. 議決権行使書とインターネットにより、重複して議決権行使が行われた場合は、後に到着したものをお有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
  3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ntv.co.jp/ir/holder/meeting/>) に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、積極的な事業展開のための内部留保との調和を図りながら、継続的で安定的な株主還元を行うことを基本方針としております（1株当たり配当金については年額180円を下限）。

当期につきましては、同基本方針に基づき決定した年間配当金290円から、すでに実施済の中間配当90円を差し引いた200円を期末配当とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭をいたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金200円 配当総額は4,836,196,400円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日をいたしたいと存じます。

### 第2号議案 吸収分割契約承認の件

#### 1. 吸収分割を行う理由

テレビ放送をはじめとするメディア・コンテンツ産業を取り巻く環境は、デジタル化、ブロードバンド化、モバイル化等に伴う技術革新と、伝送路・デバイスの進化、法制度の変化、さらには日本社会全体の構造変化の中で大きな変革の時期を迎えています。

メディアの中心であるテレビ放送においては、平成24年3月31日までに全ての地域でアナログ方式による地上放送が終了し、完全デジタル化の時代に移りました。これらに伴う受像機の買い替えで、選択できるメディアや視聴可能なコンテンツの種類が増加しています。また、インターネットの台頭はユーザーのメディア接触行動を変化させただけではなく、ソーシャルメディアという新たなメディアを生み出す等、産業構造の変化を促し始めています。そして、生産年齢人口の減少や国内需要の変化はメディア・コンテンツ産業の今後に大きな影響を及ぼすことは明らかです。

こうした中、メディア・コンテンツ産業各社はメディア相互の連携や協調、統廃合等による再編、さらには新たなビジネス機会への挑戦等によって、持続的成長のための可能性を模索する必要に迫られています。

当社、株式会社B S 日本（以下「B S 日本」といいます）及び株式会社シーエス日本（以下「シーエス日本」といいます）の3社は、これまで放送・番組制作・番組供給等の面で連携しつつも、各々が独立した経営によってその成果を挙げてきました。しかし、今後はテレビ広告市場に大きな伸びが期待できない一方、B S 多チャンネル時代の到来やC S チャンネルの再編等によって、広告・有料を問わず、放送事業者間の競争は激しさを一層増すと予想されています。こうした難局を乗り切るため、当社、B S 日本及びシーエス日本の3社は、それぞれの強みを生かした総合的なメディア戦略を構築するための方策についてかねてより検討を重ね、その結果、当社、B S 日本及びシーエス日本の3社が「より緊密な資本関係を構築すること」が、企業価値の最大化のためには必要であり、そのためには、認定放送持株会社体制への移行による新しいグループ体制の構築が最善の策であるとの結論に至りました。

認定放送持株会社体制への移行にあたっては、いずれも平成24年10月1日（以下「本効力発生日」といいます）を効力発生日として、(i)会社法第757条に基づき、当社を吸収分割会社とし、当社の100%子会社である「日本テレビ分割準備株式会社」（以下「分割準備会社」といいます）を吸収分割承継会社として、当社のグループ経営管理事業を除く一切の事業に関する権利義務を分割準備会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を行うとともに、(ii)会社法第767条に基づき、当社を株式交換完全親会社とし、B S 日本及びシーエス日本の2社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」と総称します）を行います。

また、本効力発生日をもって、当社の商号を日本テレビホールディングス株式会社に、分割準備会社の商号を日本テレビ放送網株式会社に、それぞれ変更する予定です（当社の商号変更については、第3号議案「定款一部変更の件」においてご承認をお願いしているものです）。

本議案は、(i)の本吸収分割に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます）につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本吸収分割は、本吸収分割契約に記載のとおり、本吸収分割の効力が生ずる直前時において、当該時点の到来により本吸収分割と(ii)の本株式交換（会社法第796条第3項に定める簡易株式交換の方法により行うことを予定しております）が互いに効力を生ずることが確実となっていること、本効力発生日までに、当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含む）及び分割準備会社が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（当社の有する特定地上基幹放送局その他の無線局の免許の承継に係る電波法第20条第2項に基づく総務大臣の許可を含む）が得られていること等を条件といたします。

## 2. 本吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割契約の内容は、次のとおりです。

## 吸收分割契約書

日本テレビ放送網株式会社（以下「甲」という）及び日本テレビ分割準備株式会社（以下「乙」という）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」という）に関し、平成24年5月10日（以下「本契約締結日」という）、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第1条（吸收分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、吸收分割の方法により、甲のグループ経営管理事業を除く一切の事業（以下「承継対象事業」という）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙は、これを甲から承継する。

### 第2条（当事者の商号及び住所）

甲（吸收分割会社）及び乙（吸收分割承継会社）の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

#### （甲）吸收分割会社

商号：日本テレビ放送網株式会社（但し、平成24年10月1日付で「日本テレビホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都港区東新橋一丁目6番1号

#### （乙）吸收分割承継会社

商号：日本テレビ分割準備株式会社（但し、平成24年10月1日付で「日本テレビ放送網株式会社」に商号変更予定）

住所：東京都港区東新橋一丁目6番1号

### 第3条（承継する権利義務）

- 乙が本吸收分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可ないし承諾等を要するものについては、当該許認可ないし承諾等を条件として、当該権利義務を本吸收分割に際して承継させるものとする。
- 前項に基づき乙が甲から承継する債務については、全て乙が免責的にこれを引き受ける。但し、当該承継する債務について、会社法第759条第2項に基づき甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。
- 承継対象権利義務のうち、資産及び債務については、平成24年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした別紙「承継権利義務明細表」に、第6条に定める本効力発生日までの増減を加除して確定する。

#### 第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、乙の普通株式19,980株を発行し、その全てを甲に対して割当交付する。

#### 第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。なお、本吸収分割前の乙の資本金及び準備金の額は、資本金1億円、資本準備金1億円及び利益準備金0円である。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 資本金の額   | 5,900,000,000円 |
| (2) 資本準備金の額 | 3,900,000,000円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円             |

#### 第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という）は、平成24年10月1日とする。但し、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議・合意の上、本効力発生日を変更することができる。

#### 第7条（吸収分割契約承認株主総会）

1. 甲は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に必要な事項につき、株主総会決議による承認を求める。但し、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、これを変更することができる。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に必要な事項につき、株主総会決議による承認を求める。但し、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、これを変更することができる。

#### 第8条（競業避止義務）

甲は、本効力発生日後においても、承継対象事業について、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

#### 第9条（その他の組織再編等）

1. 甲及び乙は、甲が、(i)株式会社B S 日本（以下「B S 日本」という）との間で甲を株式交換完全親会社、B S 日本を株式交換完全子会社とする株式交換契約（効力発生日は平成24年10月1日）、及び、(ii)株式会社シーエス日本（以下「シーエス日本」という）との間で甲を株式交換完全親会社、シーエス日本を株式交換完全子会社とする株式交換契約（効力発生日は平成24年10月1日）を締結し、これらの契約に基づいて株式交換（以下「本株式交換」と総称する）を行い、B S 日本及びシーエス日本の発行済株式の全部（甲の有するB S 日本及びシーエス日本の株式を除く）を取得する予定であることを確認する。

2. 甲及び乙は、甲が、本効力発生日付で、本吸収分割に先立ち、甲の普通株式1株を10株に分割する株式分割（以下「本株式分割」という）を行う予定であることを確認する。
3. 本吸収分割は、本吸収分割の効力が生ずる直前時において、当該時点の到来により本吸収分割と本株式交換が互いに効力を生ずることが確実となっていること及び本効力発生日付で本株式分割が効力を生じていることを停止条件として、その効力を生ずる。

#### 第10条（本契約の条件変更及び解除）

本契約締結日後、本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、又は本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本吸収分割の目的の達成が困難となつた場合（前条第3項に定める条件のいずれかを充足しないこと、又は次条に定める条件のいずれかを充足することが確実となつた場合を含む）には、甲及び乙は、協議・合意の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第11条（本契約の効力）

本契約は、①甲又は乙において、本効力発生日の前日までに第7条に定める本契約の承認その他の本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の承認が得られない場合、又は、②本効力発生日までに、(i)甲が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含む）、(ii)乙が特定地上基幹放送局となるために必要な関係官庁からの許認可等（甲の有する特定地上基幹放送局その他の無線局の免許の承継に係る電波法第20条第2項に基づく総務大臣の許可を含む）若しくは(iii)本吸収分割に必要な関係官庁からの許認可等が得られない場合には、その効力を失う。

#### 第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙間で協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年5月10日

甲： 東京都港区東新橋一丁目6番1号  
日本テレビ放送網株式会社  
代表取締役 社長執行役員 大久保 好男 ㊞

乙： 東京都港区東新橋一丁目6番1号  
日本テレビ分割準備株式会社  
代表取締役 大久保 好男 ㊞

## 承継権利義務明細表

## 1. 承継の対象となる資産

承継対象事業に係る一切の資産。但し、甲のグループ経営管理事業に係る次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 甲の株式事務のための預金口座及びグループCMS（キャッシュマネージメントサービス）のための預金口座に係る預金（但し、甲の預金総額から100億円相当を控除した金額とする）
- (2) 汐留地区の土地（所在地：東京都港区東新橋1丁目5番44、69、73、80）
- (3) 以下の株式その他の有価証券
  - ① 甲が保有する以下の会社の株式  
日本テレビ音楽株式会社、株式会社バップ、株式会社B S 日本、株式会社シーエス日本
  - ② 平成24年9月30日付で、甲が株式会社日テレ・グループ・ホールディングスより取得する予定の以下の会社の株式  
株式会社日テレ・テクニカル・リソーシズ、株式会社日テレ アククスオン、株式会社日テレベンツ、株式会社日本テレビアート
  - ③ 甲が保有する全ての債券
  - ④ 甲が保有するマネー・マネジメント・ファンド及びフリーファイナンシャルファンド
- (4) 甲が保有する株式に係る本効力発生日の前日までに基準日が到来する剰余金配当請求権
- (5) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる売上債権、立替金、前払費用その他の流動資産及び固定資産

## 2. 承継の対象となる債務

承継対象事業に係る一切の債務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 短期借入金
- (2) 未払配当金債務
- (3) 租税債務
- (4) 甲のグループ経営管理事業に係る長期預り保証金債務
- (5) 前各号に掲げる他、甲のグループ経営管理事業により生じる仕入・買掛債務その他の流動負債及び固定負債

### 3. 承継の対象となる契約及び権利義務

本吸収分割の効力が生ずる直前において甲が締結している一切の雇用契約、労働協約（但し、労働組合法第16条に定める基準に関する事項を除く）並びに承継対象事業に係る一切の契約及び権利義務。但し、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 会計監査人との間で締結した監査契約（これに附帯又は関連する契約を含む）
- (2) 株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約（これに附帯又は関連する契約を含む）
- (3) 金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約
- (4) 金融機関及び甲のグループ会社との間で締結した甲のグループCMS（キャッシュマネージメントサービス）の利用又は運用に関する契約（預金口座に関する契約を含む）
- (5) 証券会社との間で締結した一切の契約（これに附帯又は関連する契約を含む）。但し、上場株式の取引等に係る契約及び「日本テレビ放送網（担保口）口座」に係る契約（これらに付帯又は関連する契約を含む）は除く。
- (6) 甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約（これに附帯又は関連する契約を含む）
- (7) 会社役員賠償責任保険契約
- (8) 乙に承継されない資産及び負債に附帯又は関連する契約

### 4. 許認可

承継対象事業に属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なものの。

以上

3. 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数並びに吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

(1) 株式の数の相当性

吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して、吸収分割承継会社の普通株式19,980株を発行し、その全てを当社に対して割当交付します。当社は吸収分割承継会社の発行済株式の全てを保有しております、また、本吸収分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式の全てが当社に割当交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、吸収分割承継会社の資本金の額及び1株当たりの純資産の額等を考慮の上、当社に対して交付される吸収分割承継会社の株式数を決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項の相当性

本吸収分割により増加する吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は、本吸収分割後の吸収分割承継会社の事業内容及び規模並びに当社から承継する権利義務等を勘案の上、会社計算規則に従い、以下のとおりとしており、その内容は相当であると判断しております。

- |          |                |
|----------|----------------|
| ①資本金の額   | 5,900,000,000円 |
| ②資本準備金の額 | 3,900,000,000円 |
| ③利益準備金の額 | 0円             |

4. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は次のとおりです。

貸 借 対 照 表

平成24年4月26日 現在

日本テレビ分割準備株式会社

(単位 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部 )		(純 資 産 の 部 )	
流 動 資 産	200,000,000	株主資本	200,000,000
現 金 預 金	200,000,000	資本金	100,000,000
		資本剰余金	100,000,000
		資本準備金	100,000,000
資 産 合 計	200,000,000	負 債 純 資 産 合 計	200,000,000

5. 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象の内容  
該当事項はございません。
6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象の内容  
B S 日本及びシーエス日本との間の株式交換契約の締結  
当社は、認定放送持株会社体制への移行に関して、平成24年5月10日付で、B S 日本及びシーエス日本との間で、平成24年10月1日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社とし、B S 日本及びシーエス日本を株式交換完全子会社とする本株式交換に係る株式交換契約をそれぞれ締結いたしました。

## 第3号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、第2号議案「吸收分割契約承認の件」に記載のとおり、平成24年10月1日をもって、認定放送持株会社に移行する予定です。これに伴い、当社は、平成24年10月1日をもって、現行定款第1条及び第2条に定める商号及び目的の変更を行い、あわせて株主総会の招集を機動的に行うために現行定款第16条（招集者）の変更その他所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更につきましては、当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第159条第1項に基づく総務大臣の認定を含みます）を得て、第2号議案「吸收分割契約承認の件」が承認可決され、本吸收分割及び本株式交換の効力が発生することを条件として、変更の効力が生じるものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第1条（商号）  当会社は、日本テレビ放送網株式会社と称し、その英文は <u>Nippon Television Network Corporation</u> とする。	第1条（商号）  当会社は、 <u>日本テレビホールディングス株式会社</u> と称し、その英文は <u>Nippon Television Holdings, Inc.</u> とする。
第2条（目的）  当会社は、次の <u>業務</u> を行うことを目的とする。  <u>1. 放送法による基幹放送事業及び一般放送事業</u> <u>2. 放送番組の企画、製作及び販売</u> <u>3. 放送関連技術の開発、指導及び販売</u> <u>4. 電気通信事業法による電気通信事業</u> <u>5. 電子計算機及び情報通信機器並びにその利用技術の開発、指導及び販売</u>	第2条（目的）  当会社は、認定放送持株会社として、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。  【削 除】

現 行 定 款	変 更 案
<p>6. 各種情報の収集、処理及び情報提供サービスに関する業務</p> <p>7. 映画の企画、製作、購入、販売、興行、配給及び輸出入</p> <p>8. 芸能、スポーツ、音楽、演劇、美術、科学、文化公演等催物の企画、制作、興行、仲介及び放送事業に関する教育・厚生・文化事業の経営</p> <p>9. 映像、音声、文字等による各種ソフトウェアの企画、製作、複製及び販売並びにこれらソフトウェアによる放送・通信サービスの提供</p> <p>10. 著作権、著作隣接権、工業所有権及び商品化権等の無体財産権の取得、譲渡、使用許諾その他管理業務</p> <p>11. レコード・映像ライブラリーの運営及び管理</p> <p>12. コンピュータに関するソフトウェアの開発及び販売</p> <p>13. 放送・通信に関する顧客の開拓・管理及び市場調査の情報分析・販売</p> <p>14. 放送・通信を利用した通信販売及びその斡旋並びにその企画</p> <p>15. 放送・通信を利用したクーポンの販売業務及び取次業務</p> <p>16. 放送・通信を利用した芸能、演劇、映画、その他各種のチケットの販売業務及び取次業務</p> <p>17. 出版物の企画、発行及び販売</p> <p>18. キャラクター商品（著作物・標章及び個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したもの）の企画、製造委託、販売及び斡旋</p> <p>19. 飲食物、日用品雑貨、生花、スポーツ用品、衣類、寝具、玩具、文具、美術品、貴金属、時計、家庭用電気製品、自動車、家具、ゲーム機及びゲーム用ソフトウェア等の販売及び斡旋</p> <p>20. 放送、通信、新聞及び雑誌等の広告代理業</p>	<p>【削 除】</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>21. 広告物及び商品デザインの企画及び制作</p> <p>22. 放送番組及び映画に関するセットデザイン、装飾及びコンピュータグラフィックス等の企画・制作</p> <p>23. 録音・録画スタジオの運用及び管理</p> <p>24. スポーツ施設、音楽・映画等の興行場、美術館、展示会場及び駐車場の経営</p> <p>25. 歌手、タレント及び俳優の発掘及び育成に関する業務</p> <p>26. 不動産及び放送・通信業務に係る設備・機器の賃貸及び使用権の設定</p> <p>27. ビルメンテナンス業務</p> <p>28. 飲食店並びに第18号及び第19号に定める商品の販売店の経営</p> <p>29. 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務</p> <p>30. 労働者派遣事業</p> <p>31. 前各号に関連する一切の業務</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p>【削 除】</p> <p>1. 放送法による基幹放送事業及び一般放送事業</p> <p>2. メディア事業</p> <p>3. 放送番組、映画、映像・音声・文字等によるソフトウェアの企画、製作、売買、賃貸、興行、配給、輸出入及び斡旋等に関する業務</p> <p>4. 放送・情報通信機器、電子機器及びこれらの利用技術並びに放送関連技術の開発、売買、賃貸、輸出入及び指導等に関する業務</p> <p>5. 放送・通信業務に関する施設、設備、機器類等の管理、運営、売買、賃貸及び輸出入等に関する業務</p> <p>6. 放送番組及び映画のセットデザイン、装飾及びコンピュータグラフィックス等の企画、制作、売買、賃貸及び輸出入等に関する業務</p> <p>7. 放送・通信に関する顧客の開拓及び管理並びに市場調査等のマーケティングサービスの提供等に関する業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
【新 設】	<p>8. 放送・通信を利用した通信販売の企画、運営及び斡旋等に関する業務</p> <p>9. 電気通信事業法による電気通信事業</p> <p>10. 出版物の企画、発行及び売買等に関する業務</p> <p>11. 著作権、著作隣接権、肖像権、工業所有権、商品化権等の知的財産権の取得、売買、使用許諾、管理、処分等に関する業務</p> <p>12. 情報の収集、処理、売買及び提供等に関する業務</p> <p>13. 放送事業に関する教育・厚生・文化事業の運営等に関する業務</p> <p>14. 芸能、スポーツ、音楽、演劇、美術、科学、文化公演等のイベントの企画、制作及び興行等に関する業務</p> <p>15. 録音・録画スタジオ、ライブラリー、スポーツ施設、音楽・映画等の興行場、美術館、展示会場その他イベント関連施設、飲食店及び駐車場の運営等に関する業務</p> <p>16. キャラクター商品、飲食物、雑貨、衣料品、家具、美術品、貴金属、機械類、生花、チケット、クーポンその他の物品の企画、製造、売買、提供、賃貸、輸出入、取次及び斡旋等に関する業務</p> <p>17. 歌手、タレント及び俳優の発掘及び育成等に関する業務</p> <p>18. 広告代理業並びに広告物及び商品デザインの企画、制作、売買、賃貸及び輸出入等に関する業務</p> <p>19. 不動産の売買、賃貸、管理及び保守等に関する業務</p> <p>20. 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務</p> <p>21. 労働者派遣事業</p> <p>22. 前各号に附帯または関連する一切の業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
【新 設】	<p>② 当会社は、前項各号及びこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。</p>
第16条（招集者）  株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除くほか、あらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれを招集する。 ② 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の代表取締役がこれを招集する。	<p>第16条（招集者）  株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除くほか、あらかじめ取締役会が定める代表取締役がこれを招集する。 ② 前項の代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従って、他の取締役がこれを招集する。</p>
第35条（補欠監査役）  法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会においてあらかじめ補欠監査役を選任することができる。 ② 前項の補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 第1項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ④ 第1項の補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。	<p>第35条（補欠監査役）  当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会においてあらかじめ補欠監査役を選任することができる。 ② 前項の補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 第1項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ④ 第1項の補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</p>

(注) なお、当社は、平成24年3月29日付「株式分割、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、同日付開催の当社取締役会において、平成24年10月1日をもって当社の普通株式を1株につき10株の割合で分割するとともに、当社普通株式に係る単元株式数を10株から100株に変更することいたしました。これに伴い、平成24年10月1日をもって、現行定款第6条に定める発行可能株式総数は1億株から10億株に、第7条に定める単元株式数は10株から100株にそれぞれ変更されることとなります。

## 第4号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、平成23年6月29日開催の第78期定時株主総会におけるご承認に基づき、有効期限を本定時株主総会の終結の時までとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新しておりますが、今般、上記有効期限の満了を迎えるにあたり、所要の修正を行った上でこれを更新すること（以下「本更新」といいます）といたしました。

そこで、当社現行定款第13条の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下本更新後の対応策を「本プラン」といいます）に利用するため、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 記

#### 1. 新株予約権無償割当て委任決議を必要とする理由（本プランの目的）

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、導入・更新されたものです。

当社グループは、数多くのグループ関連企業から成り立ち、多メディア化の時代に最強の総合メディアとして発展・成長を続けることを目指す中で、事業分野も拡大しています。そして、その全体像を適切に把握した上で当社の各事業分野と人的ネットワークを有機的に結合させ、当社の中長期的な企業価値・株主共同の利益を最大化していくことが強く期待されています。従って、外部者である買収者からの大量買付等の提案を受けた際には、当社の企業価値の源泉に対する買収者の理解や配慮のほか、当該大量買付等の内容、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上、当該大量買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付等を抑止し、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本更新が必要であると判断しました。

#### 2. 本プランの内容

##### (1) 本プランの概要

###### (a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい）。

(c) 新株予約権の無償割当て等による本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の大量取得行為を行なう場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」をご参照下さい）には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます）に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(d) 企業価値評価独立委員会の利用及び株主意思の確認

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される企業価値評価独立委員会（その詳細については下記(5)「企業価値評価独立委員会の利用」をご参照下さい）の客観的な判断を経るものとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会（下記(2)「本プランに係る手続」(g)に定義されます。以下同じとします）を招集し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様の意思を確認することができます。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案（注1）を含みます）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の不実施に関する決議を行なうまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて

「意向表明書」といいます)を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に買付説明書(以下に定義されます)の様式(買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます)を買付者等に対して交付いたします。買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます)等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます)を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合速やかにこれを企業価値評価独立委員会に送付します。企業価値評価独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限(原則として60日を上限とします)を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることができます。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ(共同保有者(注9)、特別関係者及び買付者等を被支配法人等(注10)とする者の特別関係者を含みます)の詳細(名称、資本構成、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます)(注11)
- ② 買付等の目的、方法及び内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます)
- ③ 買付等の価格及びその算定根拠
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意、並びに買付者等による当社の株券等の過去における取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます)
- ⑥ 買付等に関する第三者との間における意思連絡の有無及びその内容
- ⑦ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑧ 買付等の後における当社の株主(買付者等を除きます)、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑨ 当社の発行済み株式の一部を買い付けた場合に、他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑩ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑪ その他企業価値評価独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

- ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

企業価値評価独立委員会は、買付者等から買付説明書及び企業価値評価独立委員会から追加的に提出を求められた情報(もしあれば)が提出されたと合理的に認めた場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営方針・事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上(原則として

60日を上限とします)、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします)及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他企業価値評価独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができます。

② 企業価値評価独立委員会による検討等

企業価値評価独立委員会は、買付者等及び(当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には)当社取締役会からの情報等(追加的に提供を要求したものと含みます)を受領したと合理的に認めた時点から原則として最長60日が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営方針・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います

(以下かかる企業価値評価独立委員会による情報収集及び検討等に要する期間を「企業価値評価独立委員会検討期間」といいます)。また、企業価値評価独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

企業価値評価独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます)の助言を得ることができるものとします。買付者等は、企業価値評価独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求める場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 企業価値評価独立委員会の勧告

企業価値評価独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

企業価値評価独立委員会は、買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由(以下「発動事由」と総称します)に該当すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる適切な施策を実施することを勧告します。なお、企業価値評価独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める発動事由のうち発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、企業価値評価独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます)の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得すべき旨の新たな勧告を行うものとします。

(i)当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

企業価値評価独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合、企業価値評価独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当等を実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、企業価値評価独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当等の不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となつた事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなつた場合には、本新株予約権の無償割当等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 企業価値評価独立委員会検討期間の延長を行う場合

企業価値評価独立委員会が、当初の企業価値評価独立委員会検討期間の終了時までに、本新株予約権の無償割当等の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、企業価値評価独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との協議・交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（原則として30日を上限とします）で、企業価値評価独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

企業価値評価独立委員会検討期間が延長された場合、企業価値評価独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当等の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、企業価値評価独立委員会により上記(e)に従つて勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従つた本新株予約権の無償割当等を実施するに際して、上記(e)①に従い、企業価値評価独立委員会が本新株予約権の無償割当等を実施するに際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）を招集し、本新株予約権の無償割当等の実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、企業価値評価独立委員会検討期間が開始した事実並びに企業価値評価独立委員会検討期間の延長が行われた事実、並びに延長された期間及び理由を含みます）、企業価値評価独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他企業価値評価独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当等の要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当等を実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず企業価値評価独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

### 発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

### 発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ① 株券等を買い占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、提携先・広告主・制作会社等の取引先、出演者、放送作家その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠なコンテンツ制作体制を支える当社の従業員、提携先・広告主・制作会社等の取引先、出演者、放送作家等との関係や当社の企業文化を破壊し、又は、放送法若しくは電波法その他の法令に違反する結果をもたらすおそれがある等の理由により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることができます。この場合も、上記(2)「本プランに係る手続」(e)のとおり、必ず企業価値評価独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

#### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます）において定める一定の日（以下「割当期日」といいます）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日終了時における当社の株主（但し、当社を除きます）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当の効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I) 特定大量保有者（注12）、(II) 特定大量保有者の共同保有者、(III) 特定大量買付者（注13）、(IV) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者（注14）（以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します）は、一定の例外事由（注15）が存する場合を除き本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者や外国人等（注16）も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者及び外国人等の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式等を対価とする取得の対象となります）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

但し、外国人等が有する本新株予約権（以下「外国人保有本新株予約権」といいます）については、これを取得するのと引換えに交付する財産は、(A)当社取締役会が電波法第5条第4項第2号（但し、本持株会社化（注17）効力発生後は、放送法第159条第2項第5号イ）又は同項第3号（但し、本持株会社化効力発生後は、同号ロ）に定める欠格事由に該当するおそれがない範囲（すなわち、電波法（但し、本持株会社化効力発生後は、放送法）に定めるところにより、当社の議決権総数の20%以上を実質的に外国人等が占めることとなるおそれがない範囲）で合理的に定める本新株予約権の個数に対象株式数を乗じた数の当社株式と、(B)外国人保有本新株予約権から上記(A)において取得の対象となる本新株予約権を控除した残りの本新株予約権の時価として当社取締役会が合理的に定める額の金銭とするものとし、当社は、かかる当社株式及び金銭を、各外国人等の有する本新株予約権の個数に応じて比例按分した上、当該外国人等に対して交付することができるものとします。

- ③ その他本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (k) 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (l) その他  
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### (5) 企業価値評価独立委員会の利用

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、企業価値評価独立委員会を設置しており、本更新にあたっても、これを維持します。本更新時点における企業価値評価独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性のある当社の社外取締役4名から構成されます（企業価値評価独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等の概要については、別紙1「企業価値評価独立委員会規則の概要」とおりであり、本更新時点における企業価値評価独立委員会の委員は別紙2「企業価値評価独立委員会委員略歴」のとおりです）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした企業価値評価独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

#### (6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本定時株主総会の決議における、本プランに係る本新株予約権の無償割当て等に関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます）は、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当て等に関する事項を決定する権限の取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会決議の趣旨に反しない場合には、企業価値評価独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### (7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成24年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注11) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注12) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案にお

いて同じとします。

- (注13) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます）をいいます。
- (注15) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができるなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。
- (注16) ①日本の国籍を有しない人（電波法第5条第1項第1号）、②外国政府又はその代表者（同項第2号）、③外国の法人又は団体（同項第3号）及び④前記①から③までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が電波法施行規則第6条の3の3で定める割合以上である法人又は団体（同法第5条第4項第3号ロ）のいずれかに該当すると当社取締役会が認めた者をいいます。但し、平成24年10月1日以降は、本持株会社化（注17）が効力を発生することを条件として、①日本の国籍を有しない人（放送法第159条第2項第5号イ(1)）、②外国政府又はその代表者（同号イ(2)）、③外国の法人又は団体（同号イ(3)）、及び①から③までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が放送法施行規則第185条で定める割合以上である法人又は団体（放送法第159条第2項第5号ロ）のいずれかに該当すると当社取締役会が認めた者をいうものとします。本議案において同じとします。
- (注17) 当社が、B S 日本、及びシーエス日本との間で、平成24年10月1日を効力発生日として予定している、当社を認定放送持株会社とするグループ経営体制への移行をいうものとします。本議案において同じとします。

## 企業価値評価独立委員会規則の概要

- ・企業価値評価独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・企業価値評価独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった企業価値評価独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く）には、企業価値評価独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・企業価値評価独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この企業価値評価独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当等の実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う）。なお、企業価値評価独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当等の実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。
  - ② 本新株予約権の無償割当等の実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が企業価値評価独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、企業価値評価独立委員会は、本規則所定の事項を行うことができる。
- ・企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む）の助言を得ること等ができる。
- ・企業価値評価独立委員会の決議は、原則として、企業価値評価独立委員会委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、企業価値評価独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

## 企業価値評価独立委員会委員略歴

本更新当初の企業価値評価独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

氏 名	略 歴
まえだ 前 田 ひろし 宏	昭和52年4月 最高検察庁検事 昭和58年12月 法務事務次官 昭和60年12月 東京高等検察庁検事長 昭和63年3月 検事総長 平成2年5月 総合ビル管理㈱(現 ㈱アール・エス・シー)取締役(現任) 平成2年6月 弁護士登録(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任)

※前田 宏氏は、第5号議案「取締役17名選任の件」において、社外取締役候補者として選任をお願いしております。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

氏 名	略 歴
つつみ 堤 せいじ 清 二	昭和41年2月 ㈱西武百貨店代表取締役社長 昭和61年5月 財団法人高輪美術館(現 セゾン現代美術館)理事長(現任) 昭和62年7月 財団法人(現 公益財団法人)セゾン文化財団理事長(現任) 平成3年2月 ㈱セゾンコーポレーション代表取締役会長 平成18年6月 当社取締役(現任)

※堤 清二氏は、第5号議案「取締役17名選任の件」において、社外取締役候補者として選任をお願いしております。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

氏名	略歴
今井 敬 いまい たかし	<p>平成5年6月 新日本製鐵㈱代表取締役社長</p> <p>平成7年7月 日本生命保険相互会社監査役(現任)</p> <p>平成10年4月 新日本製鐵㈱代表取締役会長</p> <p>平成10年5月 社団法人経済団体連合会(現 日本経済団体連合会)会長</p> <p>平成11年7月 日本電信電話㈱取締役(現任)</p> <p>平成14年6月 日本証券金融㈱取締役(現任)</p> <p>平成19年6月 当社取締役(現任)</p> <p>平成20年6月 新日本製鐵㈱社友名誉会長(現任)</p>

※今井 敬氏は、第5号議案「取締役17名選任の件」において、社外取締役候補者として選任をお願いしております。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しております。

氏名	略歴
垣添 忠生 かきぞえ ただお	<p>平成4年1月 国立がんセンター(現 独立行政法人国立がん研究センター) 病院病院長</p> <p>平成14年4月 同センター総長</p> <p>平成19年3月 財団法人(現 公益財団法人)日本対がん協会会长(現任)</p> <p>平成19年4月 国立がんセンター(現 独立行政法人国立がん研究センター) 名誉総長</p> <p>平成21年6月 テルモ㈱取締役(現任)</p> <p>平成23年6月 当社取締役(現任)</p>

※垣添忠生氏は、第5号議案「取締役17名選任の件」において、社外取締役候補者として選任をお願いしております。

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しております。

## 第5号議案 取締役17名選任の件

現取締役全員15名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため2名を増員し、新たに取締役17名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。赤座弘一氏（候補者番号8番）及び舛方勝宏氏（候補者番号17番）の両氏につきましては、第2号議案「吸収分割契約承認の件」が承認可決され、本吸収分割及び本株式交換の効力が発生することを条件として、平成24年10月1日をもって取締役選任の効力が発生するものといたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	おおくぼ よしお 大久保 好男 (昭和25年7月8日)	平成15年6月 株読売新聞東京本社政治部長 平成19年6月 同社編集局総務 平成20年6月 同社執行役員メディア戦略局長 平成21年6月 同社取締役メディア戦略局長 平成22年6月 当社取締役執行役員 編成局・ドラマ局・バラエティー局・情報エンターテインメント局・スポーツ局担当補佐 平成23年1月 当社取締役執行役員 編成局・ドラマ局・バラエティー局・情報エンターテインメント局・スポーツ局担当 平成23年6月 当社代表取締役 社長執行役員 内部監査委員会副委員長 社長室担当(現任) (重要な兼職の状況) 株読売新聞グループ本社取締役 株読売新聞東京本社監査役 株読売巨人軍取締役	1,375株
2	わたなべ ひろし 渡辺 弘 (昭和27年7月11日)	昭和51年4月 当社入社 平成17年2月 当社編成局長 平成18年1月 当社制作局長 平成20年6月 当社執行役員制作局長 平成21年3月 当社執行役員報道局長(兼)解説委員長(兼)報道審査委員長 平成21年6月 当社取締役執行役員報道局長(兼)解説委員長(兼)報道審査委員長 平成23年7月 当社取締役執行役員人事局長 労政担当 平成24年6月 当社取締役執行役員 人事局・労政担当(現任)	1,884株
3	こすぎ よしのぶ 小杉 善信 (昭和29年2月8日)	昭和51年4月 当社入社 平成16年6月 当社営業局長 平成19年3月 当社編成局長 平成20年6月 当社執行役員編成局長 平成21年6月 株日テレ アックスオン代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役執行役員 平成23年7月 当社取締役執行役員編成局長 制作局・情報エンターテインメント局・スポーツ局担当 平成24年6月 当社取締役執行役員 編成局・制作局・情報エンターテインメント局・スポーツ局担当(現任)	1,024株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	まるやま きみお 丸山公夫 (昭和29年4月7日)	昭和54年4月 当社入社 平成19年7月 当社スポーツ局長 平成19年12月 当社人事局(現職出向) 読賣テレビ放送㈱編成局長 平成20年1月 当社人事局(現職出向) 読賣テレビ放送㈱執行役員編成 局長 平成22年6月 当社執行役員営業局長 平成23年6月 当社取締役執行役員営業局長 メディア戦略局担当 平成24年6月 当社取締役執行役員 メディア戦略局・営業局担当 (現任)	914株
5	※ かたおか ともあき 片岡朋章 (昭和26年7月7日)	昭和51年4月 当社入社 平成12年6月 当社秘書室秘書部長 平成13年6月 当社新技術調査企画本部副本部長 平成14年7月 当社技術統括局次長 平成17年6月 当社コンプライアンス推進室長(兼) 報道局報道審査委 員会副委員長 平成19年7月 当社メディア戦略局長(兼) ネットワークセンター長 平成20年6月 当社執行役員メディア戦略局長(兼) I T推進センター 長(兼) ネットワークセンター長 平成22年6月 株式会社テレ・テクニカル・リソーシズ代表取締役社長 平成24年6月 同社顧問(現任)	1,060株
6	※ こまつ のぶお 小松伸生 (昭和29年4月17日)	昭和53年4月 当社入社 平成12年6月 当社営業局営業センター首都圏営業部長 平成16年4月 当社総務局総務部長 平成17年6月 当社総務局次長 平成18年7月 当社経営計画室長 平成19年7月 当社総務局長 平成21年7月 当社ドラマ局長 平成23年6月 当社執行役員ドラマ局長 平成23年7月 当社執行役員経理局長(現任)	606株
7	※ さくらだ かずゆき 桜田和之 (昭和29年2月21日)	昭和53年4月 当社入社 平成8年6月 当社編成局C P 平成15年6月 当社編成局次長(兼) C P 平成16年6月 当社編成本部編成センター長(兼) マーケティング部長 平成18年7月 当社グループ本部(現職出向) 株式会社テレビビデオ代表 取締役社長 平成19年4月 当社グループ本部(現職出向) 株式会社 アクスオン代 表取締役社長 平成21年7月 当社バラエティー局長 平成22年6月 当社執行役員バラエティー局長 平成23年7月 当社執行役員制作局長 平成24年6月 当社執行役員人事局長(現任)	583株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8	※ あかざ こういち 赤座 弘一 (昭和33年11月14日)	平成14年6月 株読売新聞東京本社秘書部長 平成17年12月 同社解説部長(兼)編集委員(兼)解説委員 平成19年6月 同社政治部長 平成21年6月 同社メディア戦略局次長 平成22年6月 同社執行役員メディア戦略局長 平成23年6月 同社取締役メディア戦略局長(現任)	0株
9	ほそかわ のりただ 細川 知正 (昭和16年1月13日)	昭和38年6月 当社入社 平成7年6月 当社ネットワーク局長 平成12年6月 当社取締役経理局長 平成13年6月 当社取締役執行役員常務 平成15年6月 当社取締役専務執行役員 平成17年6月 当社取締役副社長執行役員 平成17年6月 (株)よみうりランド監査役(現任) 平成19年6月 当社代表取締役会長執行役員 平成21年3月 当社代表取締役会長執行役員(兼)社長執行役員 平成21年6月 当社代表取締役社長執行役員 平成23年2月 (株)マッドハウス代表取締役会長(現任) 平成23年5月 黒剣電視節目製作股份有限公司副董事長(現任) 平成23年6月 当社代表取締役会長執行役員 内部監査委員会委員長 報酬委員会委員長(現任) (重要な兼職の状況) (株)マッドハウス代表取締役会長 黒剣電視節目製作股份有限公司副董事長	3,978株
10	わたなべ つねお 渡邊 恒雄 (大正15年5月30日)	平成3年5月 (株)読売新聞社代表取締役社長・主筆 平成3年6月 当社取締役(現任) 平成4年6月 (株)よみうりランド取締役(現任) 平成16年1月 (株)読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆(現任) 平成17年6月 (株)読売巨人軍代表取締役会長 平成21年6月 同社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) (株)読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆 (株)読売巨人軍取締役会長 (株)よみうりランド社外取締役	0株
11	まえだ ひろし 前田 宏 (大正15年10月17日)	昭和52年4月 最高検察庁検事 昭和58年12月 法務事務次官 昭和60年12月 東京高等検察庁検事長 昭和63年3月 檢事総長 平成2年5月 総合ビル管理(株)(現 (株)アール・エス・シー)取締役(現任) 平成2年6月 弁護士登録(現任) 平成17年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 前田宏法律事務所 弁護士 (株)アール・エス・シー社外取締役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
12	つつみ せいじ 堤 清二 (昭和2年3月30日)	昭和41年2月 株西武百貨店代表取締役社長 昭和61年5月 財団法人高輪美術館(現 セゾン現代美術館)理事長 (現任) 昭和62年7月 財団法人(現 公益財団法人)セゾン文化財団理事長 (現任) 平成3年2月 (株)セゾンコーポレーション代表取締役会長 平成18年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人セゾン文化財団理事長 財団法人セゾン現代美術館理事長	0株
13	いまい たかし 今井 敬 (昭和4年12月23日)	平成5年6月 新日本製鐵㈱代表取締役社長 平成7年7月 日本生命保険相互会社監査役(現任) 平成10年4月 新日本製鐵㈱代表取締役会長 平成10年5月 社団法人経済団体連合会(現 日本経済団体連合会)会長 平成11年7月 日本電信電話㈱取締役(現任) 平成14年6月 日本証券金融㈱取締役(現任) 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成20年6月 新日本製鐵㈱社友名誉会長(現任) (重要な兼職の状況) 新日本製鐵㈱社友名誉会長 日本証券金融㈱社外取締役 日本生命保険相互会社社外監査役	0株
14	さとう けん 佐藤 謙 (昭和18年11月17日)	昭和60年6月 大蔵省主計局主計官 平成4年6月 同省理財局次長 平成9年7月 防衛庁防衛局長 平成12年1月 防衛事務次官 平成16年7月 財団法人(現 公益財団法人)世界平和研究所副会長 平成21年12月 同研究所理事長(現任) 平成23年5月 イオン㈱取締役(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人世界平和研究所理事長 イオン㈱社外取締役	4,720株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
15	かきぞえ ただお 垣添忠生 (昭和16年4月10日)	平成4年1月 国立がんセンター(現 独立行政法人国立がん研究センター)病院病院長 平成14年4月 同センター総長 平成19年3月 財団法人(現 公益財団法人)日本対がん協会会长(現任) 平成19年4月 国立がんセンター(現 独立行政法人国立がん研究センター)名誉総長 平成21年6月 テルモ㈱取締役(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本対がん協会会长 テルモ㈱社外取締役	0株
16	むたい たけお 務台猛雄 (昭和15年2月19日)	昭和39年4月 当社入社 平成3年10月 当社広報局長 平成8年6月 当社メディア企画局長 平成10年6月 当社B S準備室長 平成10年12月 当社人事局(現職出向)㈱ビーエス日本(現 ㈱B S日本) 常務取締役 平成12年3月 ㈱ビーエス日本(現 ㈱B S日本)常務取締役 平成15年6月 ㈱長崎国際テレビ取締役副社長 平成16年6月 ㈱宮城テレビ放送取締役副社長 平成17年6月 同社代表取締役社長(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱宮城テレビ放送代表取締役社長	11,728株
17	＊ ますかた かつひろ 舛方勝宏 (昭和18年2月16日)	昭和40年5月 当社入社 平成9年6月 当社ネットワーク局長 平成12年6月 当社執行役員総務局長 平成13年3月 ㈱シーエス日本代表取締役社長 平成15年6月 同社代表取締役会長(現任) 平成15年6月 当社取締役執行役員人事局長 平成16年6月 当社取締役常務執行役員 平成19年6月 当社取締役専務執行役員 平成22年6月 当社取締役副社長執行役員 平成23年6月 ㈱日テレ・グループ・ホールディングス代表取締役社長(現任)	3,002株

- (注) 1. ＊は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者赤座弘一氏は、平成24年6月21日付で㈱B S日本の代表取締役に就任する予定であります。当社は同社と放送番組の供給等について取引関係があります。
3. 取締役候補者細川知正氏は、㈱マッドハウスの代表取締役を兼務しております、当社は同社と放送番組、劇場用アニメ作品の制作等について取引関係があります。また、同氏は、黒剣電視節目製作股份有限公司の副董事長を兼務しております、当社は同社と海外向け放送番組製作・販売等について取引関係があります。
4. 取締役候補者渡邊恒雄氏は、㈱読売新聞グループ本社の代表取締役を兼務しております、当社は同社の完全子会社である㈱読売新聞東京本社と放送番組の購入等について取引関係があります。
5. 取締役候補者佐藤謙氏は、公益財団法人世界平和研究所理事長であり、当社は同法人との間に会費支払等について取引関係があります。

6. 取締役候補者務台猛雄氏は、㈱宮城テレビ放送の代表取締役であり、当社は同社と放送番組の供給等について取引関係があります。
7. 取締役候補者舛方勝宏氏は、平成24年6月18日付で㈱シーエス日本の代表取締役を退任する予定であります。当社は同社と放送番組の供給等について取引関係があります。
8. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
9. 取締役候補者渡邊恒雄、前田宏、堤清二、今井敬、垣添忠生の5氏は、社外取締役候補者であります。
10. 社外取締役候補者に関する特記事項
  - (1) 渡邊恒雄氏を社外取締役候補者とした理由は、新聞社経営者・言論人としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。  
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって21年となります。
  - (2) 前田宏氏を社外取締役候補者とした理由は、法曹界における豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくとともに、コンプライアンス関連等の指導をしていただくためであります。  
同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士・元検事総長として法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
  - (3) 堤清二氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての、また文化人としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。  
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
  - (4) 今井敬氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者、かつ財界人としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。  
同氏が社外取締役を務める日本証券金融㈱において、同社が貸借取引における品貸入札に関して不公正な入札調整が認められたとして、平成19年12月金融庁から業務改善命令を受けました。同氏は、経営等に係る豊富な経験や専門的な知識に基づく発言を行うとともに、法令等遵守の重要性を強調してきました。また、事実発生後は、業務執行取締役に対して徹底した事実関係の調査や実効性のある改善策の提言を行うほか、その任務遂行状況を監督し、再発防止に向けた職責を果たしました。  
同氏が社外監査役を務める日本生命保険相互会社において、平成20年7月に保険金等の支払管理体制等に関し、金融庁から業務改善命令を受けました。同氏は、関係法令の遵守を徹底し、社会的批判を受けることのないよう、種々の発言を行ってきました。事実発生後には、監査役会等において、改善対応策が実施されている旨確認する等その職責を果たしました。  
なお、同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
  - (5) 垣添忠生氏を社外取締役候補者とした理由は、医療を通じて国内外の様々な分野における豊富な人脈を同氏が有しており、医学界に止まらない幅広い見識を当社の経営に反映していただくためであります。  
同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、国立がんセンター（現 独立行政法人国立がん研究センター）総長として同団体の運営に長年携わり、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
11. 当社は、前田宏、堤清二、今井敬、垣添忠生の4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として取引所に届け出でております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
12. 渡邊恒雄、前田宏、堤清二、今井敬、垣添忠生の5氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は5氏との間で責任限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

## 第6号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役漆戸靖治氏及び土井共成氏が任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所持する 当社株式の数
1	※ のせ やすひろ 能勢 康弘 (昭和20年5月26日)	昭和43年4月 当社入社 平成15年6月 当社経理局長 平成16年6月 当社執行役員経理局長 平成19年6月 当社上席執行役員経理局長 平成20年6月 当社常務執行役員経理局長 平成22年6月 当社取締役執行役員経理局長 平成23年6月 当社取締役常務執行役員経理局長 平成23年7月 当社取締役常務執行役員(現任)	2,745株
2	※ もちづき のりお 望月 規夫 (昭和21年4月17日)	平成16年6月 (株)読売新聞グループ本社執行役員社長室長 平成16年6月 (株)読売新聞東京本社執行役員広報担当 平成17年6月 (株)読売新聞東京本社取締役広報担当 平成19年6月 (株)読売新聞東京本社常務取締役メディア戦略局長 平成20年6月 讀賣テレビ放送㈱専務取締役 平成21年6月 同社取締役副社長 平成23年6月 同社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 讀賣テレビ放送㈱代表取締役社長	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者能勢康弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者望月規夫氏は、讀賣テレビ放送㈱の代表取締役を兼務しており、当社は同社と資本関係及び放送番組の購入・供給等について取引関係があります。
4. 監査役候補者望月規夫氏は、社外監査役候補者であります。
5. 社外監査役候補者に関する特記事項  
望月規夫氏を社外監査役候補者とした理由は、放送局経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもって、当社経営全般の監視をしていただくためであります。
6. 望月規夫氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

## 第7号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所 有 す る 当社株式の数
みうら ひめ 三 浦 姫 (昭和19年5月11日)	昭和43年6月 当社入社 平成12年6月 当社広報局長 平成15年6月 当社執行役員関西支社長 平成17年6月 当社上席執行役員経営計画室長(兼)P R局長 平成19年6月 当社取締役執行役員コンテンツ事業局長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員 平成23年6月 (株)B S 日本常勤監査役(現任)	2,315株

- (注) 1. 補欠監査役候補者三浦姫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 補欠監査役候補者三浦姫氏は、第6号議案において監査役候補者である能勢康弘氏の選任が承認された場合の同氏の補欠として選任するものであります。

以 上

## インターネットによる議決権行使のご案内

### ◎インターネットによる議決権行使のお取り扱い

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト

**http://www.web54.net**

をご利用いただくことによってのみ可能です。

2. 議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となります。
3. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットと議決権行使書により、重複して議決権行使が行われた場合は、後に到着したものをお有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 議決権の行使期限は、株主総会の開催日前日の平成24年6月27日(水曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

### ◎パスワードのお取り扱い

1. パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
2. パスワード紛失時の再発行はいたしかねます。また、お電話によるご照会にはお答えできません。
3. パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合には、画面の案内に従ってお手続き下さい。
4. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。

### ◎議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために必要なシステムの条件など

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認下さい。

1. 画面の解像度が横800×縦600ドット (S V G A) 以上であること。

2. 次のアプリケーションをインストールしていること。
  - (1) Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降
  - (2) Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降又は、Adobe® Reader® Ver. 6.0 以降

※Microsoft® 及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader™、Adobe® Reader™はAdobe Systems Incorporated(アドビシステムズ社)の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。
3. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金）などは、株主様のご負担となります。
4. インターネットに接続の際、ファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認下さい。
5. 当ウェブサイトは、ポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）を利用されている場合は、解除（又は一時解除）のうえ、ご利用下さい。
6. 携帯電話でのご利用はできません。

#### ◎パソコンなどの操作方法等のお問い合わせ

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
〔電話〕0120(652)031（土日休日を除く 9:00～21:00）

2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

- (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引きの証券会社あてお問い合わせ下さい。

- (2) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
〔電話〕0120(782)031（土日休日を除く 9:00～17:00）

以上

# 株主総会会場ご案内図



会場 京王プラザホテル 本館5階「コンコードボールルーム」  
 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 (03) 3344-0111 (大代表)  
 ○新宿駅 (西口) JR・京王線・小田急線・地下鉄 徒歩約10分  
 ○都庁前駅 都営大江戸線 徒歩約5分 地下道B1出口よりすぐ